

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月28日（平成27年（行情）諮問第587号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第202号）

事件名：「統合訓練資料1－4 統合用語集」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『不法航空活動』及び『航空任務命令』の内容を解説した教範類ないし教程類に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「統合訓練資料1－4 統合用語集 平成20年6月20日 統合幕僚監部」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年5月27日付け防官文第8690号により防衛大臣が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

他にも文書が存在するものと思われる。

本件で特定された文書より更に不法航空活動に関する詳しい文書（不法航空活動の対処に関する教範ないし教程類）が存在するものと思われるので、改めて関連文書の探索に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件請求文書に該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

（1）異議申立人は「本件で特定された文書より更に不法航空活動に関する詳しい文書（不法航空活動の対処に関する教範ないし教程類）が存在するものと思われるので、改めて関連文書の探索に努めるべきである。」と主張するが、本件開示請求は、「『不法航空活動』及び『航空任務命令』の内容を解説した教範類ないし教程類に該当するもの全て」を求めたものであることから、これらの用語についての説明が記載されている

教範類及び教程類の探索を行った結果、該当する行政文書は本件対象文書のみであったため当該文書を特定した。

なお、本件異議申立てを受け確実に期すために行った再度の探索においても本件対象文書のほかに「不法航空活動」の用語に関する説明が記載されている教範類ないし教程類に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年6月27日 | 審議 |
| ④ 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『不法航空活動』及び『航空任務命令』の内容を解説した教範類ないし教程類に該当するもの全て」の開示を求めるものである。

異議申立人は、本件対象文書以外にも文書が存在すると思われる旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求書には、統合幕僚監部が平成23年3月に作成した自衛隊が実施する防空作戦における運用要領等が具体的に記載されている文書である「防空作戦教範」（以下「本件文書」という。）の一部が添付されており、本件文書には「不法航空活動」及び「航空任務命令」に係る記載がある。

イ これを受け、本件開示請求は、「不法航空活動」及び「航空任務命令」という用語についての説明が記載されている文書を請求しているものと解し、統合幕僚監部及び航空自衛隊において探索を行ったところ、本件対象文書が見つかったのをこれを特定したものであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、確実に期すため再度上記イの探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、「不法航空活動」及び「航空任務命令」を含む用語の意義が掲載されており、本件

対象文書は本件請求文書に該当すると認められ、本件開示請求の経緯を踏まえると、本件開示請求は「不法航空活動」及び「航空任務命令」という用語を解説した文書を求めていると解され、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久